



令和8年度 赤い羽根共同募金公募助成 募集要項

(趣旨)

鹿沼市内での福祉活動を行うための事業について、赤い羽根共同募金を財源として応援することを目的とする。

(対象団体)

鹿沼市内の福祉活動を行う民間の非営利団体（法人格の有無は問わない）であること。

(対象事業)

令和8年度中（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に実施される地域福祉を推進する事業、広報及び普及・啓発事業、研修事業等

(申請額)

1団体 100,000円を上限（1,000円未満の金額は切捨て）とする。

ただし、予算の範囲を超える場合には運営委員会において助成額の調整を行うものとする。

(申請要件)

前年度繰越金及び予備費等の事業化されていない予算が申請額より大きい場合には、申請が認められない場合があるため、下記に注意すること。

- 1 申請（助成金）が必要な理由を明確に記すこと。
- 2 助成金（支出内訳）の積算を明確に行い、申請事業に充てる必要な額を申請すること。
- 3 交付が決定した助成金は当該年度において全て申請事業に充て活用するものであり、返金が生じることがないように適切に事業を行うこと。
- 4 特段の事情によりやむを得ず返還金が生じた場合には、速やかにその旨を本会に報告し、遅滞なく返還手続きを行うこと。
- 5 申請内容及び決定した事業と異なる事業を本会の承認を得ずに助成金を充て使用した場合は、本会より返還金の請求を行い、速やかに返還に応じることに同意したものであるものとする。

(変更申請)

助成決定した事業の内容などに変更が生じる場合には、変更申請書（様式問わず）を提出し、本会からの承認を得ること。

(応募期間)

令和8年4月1日（水）～5月15日（金）

(申請時の提出書類)

- ① 赤い羽根公募助成事業申請書（様式1）
- ② 定款または会則等
- ③ 令和8年度総会資料（令和7年度事業報告・決算を含むもの）
※総会資料がない場合は、令和7年度の団体の活動状況を記入（別紙1）
- ④ 役員名簿

(審査)

鹿沼市支会運営委員会において審査し決定する。助成決定団体への振込は7月中旬頃を予定。

(報告)

配分金決定団体は、事業終了後に以下の書類を提出すること。

- ① 赤い羽根公募助成事業報告書（様式3）
- ② 領収書の写し
- ③ 助成金実施事業の様子がわかる資料（公開可能な写真 ※データが望ましい）
- ④ 共同募金の助成を受けて実施する（した）ことの広報・周知の資料（広報誌・新聞記事など）

(寄附者への周知)

事業実施時または事業終了後に、赤い羽根共同募金の助成を受けて実施している状況を団体の発行している広報紙やホームページ等に実施内容を掲載するなどし、寄附者へ活用を幅広く周知すること。

(共同募金運動への協力)

助成を受けた団体は、令和8年度の募金運動や街頭募金運動へ協力すること。

(備考)

申請における詳細については、要綱の定めに基づくものとする。